

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両について、国土交通省酒田河川国道事務所で指導・取締りを実施しました。

実施日時：平成25年 9月12日（木） 13時30分～15時30分

実施場所：菅里検測所（一般国道7号 遊佐町菅里 地内）

取締り結果
対象特殊車両 2台
違反車両 1台

違反内訳 無許可

違反車両に対する措置
特殊車両警告書発出



特殊車両計測状況（高さ、長さ）

※重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼす他、重大な事故も発生しています。道路利用者の方々に安全に通行して頂くためにも、適切な運行をお願いいたします。

《発表記者會 酒田記者クラブ 鶴岡記者會》

問い合わせ先

国土交通省 酒田河川国道事務所			
道路管理課長	加藤 恒	TEL	0234-27-3331（代）
酒田国道維持出張所長	篠田 耕二	TEL	0234-34-2331